

万引き防止啓発リーフレット 改訂案

■ 令和4年度版の改訂について(案)

リーフレットについては、令和元年度の協議会において委員の皆様からいただいた御意見をもとに、令和2年度版で大幅な改訂を実施

<修正例>

- ・全体としてイラストを多く活用し、視覚からでも内容を理解できるようにした。
- ・「やってみよう」など、子供が自ら考え、その考えを記入できるような項目を追加。
- ・子供たちが「だめだよ」、「やめようよ」、「万引きはやらないよ」などのロールプレイを行う場面を設けた。

⇒知識のインプットのみならず、アウトプットの機会を創出

取組報告資料2「万引き防止啓発リーフレット活用状況調査」からも、改訂の効果が良好であると読み取れるため、事務局としては令和4年度版も現行版を踏襲して作成をしたいと考えている。

これらを踏まえ、内容やイラストについて、修正すべき点を事務局修正案として以下のとおり提案する。

万引き防止啓発リーフレット 改訂案

■ 令和4年度版の改訂について(案)

3種類共通



GIGAスクール構想を受け、インターネットで検索出来るように以下の文言を入れる。
東京動画のサイトに都民安全推進本部の動画コンテンツなどがある。

みまもりいぬ

万引き防止啓発リーフレット 改訂案

令和4年度版の改訂について(案)

小学校低学年用

現行版

改訂案(イメージ)

考えてみよう②

もしあなたが、お店の売りものをとってしまおうと、まわりの人は、どう思うでしょうか。あてはまるものすべてに○をつけてみましょう。

そのほか、あなたの大切な人

こまる かなしい つらい いやだ

万引きをしようとして、お店の人や家ぞく、あなたのまわりの人たちがいやな思いをしたり、かなしんだりするんだよ。

やってみよう 声に出して言ってみよう

- 万引きはだめだよ!
- 万引きなんてできないよ!
- 万引きなんてやめようよ!

児童へのアンケート調査で「文字をもっと書きたい」という回答が多数あったため、修正

自由記述欄を追加

自由記述欄として吹き出しを追加

考えてみよう②

もしあなたが、お店の売りものをとってしまおうと、まわりの人は、どう思うでしょうか。あてはまるものすべてに○をつけてみましょう。

そのほか、あなたの大切な人

こまる かなしい つらい いやだ

万引きをしようとして、お店の人や家ぞく、あなたのまわりの人たちがいやな思いをしたり、かなしんだりするんだよ。

やってみよう 声に出して言ってみよう

- 万引きはだめだよ!
- 万引きなんてできないよ!
- 万引きなんてやめようよ!

万引き防止啓発リーフレット 改訂案

■ 令和4年度版の改訂について(案)

万引きは「窃盗罪」という犯罪です

万引きは、お店で売っている商品を、店員のすきを見て盗むこと。お金を払わずに、お店から持ち出すことは、窃盗という、れっきとした犯罪です。法律できびしく罰せられる犯罪です。(刑法：10年以下の懲役または50万円以下の罰金)
万引きがあった場合、お店の人は警察に通報することになっています。

万引きするとどうなるのでしょうか？

書店で、コミック3冊(1,170円)を万引きし、警察に捕まった人がいました。この時、コミック3冊の代金のほかにも書店が損害賠償を求めたのは次のどれでしょう。(正解だと思う番号の□に✓チェックをつけましょう)

- ① 今までにその人が盗んだすべての本代
② その人を捕まえるために監視する人を雇った費用
③ 店内に防犯ミラーをつけるための費用
④ 書店員が警察官に事件の説明をする間、商売ができなかった。
もし商売ができていた場合のお店のもうけ

(答えは最後のページにあります。)

損害賠償

人に傷つけられたり、迷惑をかけられたりした時に相手に対して裁判でお金を請求できるんだよ。

「万引きが見つからなかったら…」

万引きを「見つからなかったから」などの理由でくり返すと、ルールを守ろうとする意識が低下し、万引きの常習化につながるとともに、重大な犯罪にエスカレートする可能性があります。万引きは、見つからなければ大丈夫ではありません。くり返していくうちに必ず見つかり、捕まります。

考えてみよう①

1冊400円のコミックが万引きされました。書店は310円で仕入れたとすると、同じコミックを何冊売れば損失を取り戻すことができるのでしょうか？
(解答は最後のページ)

答え()冊以上



私は父親の代から書店を営んでいました。しかし、万引き被害が後を絶たず、経営が成り立たなくなったので閉店することになりました。本当に悔しいです…。

何度も万引きをされて、生活ができなくなり、閉店しなければならなくなった人もあるんだ。万引きはお店の方々の人生をおびやかすものなんだよ。

中学生用(改訂案1)

教員へのアンケート調査で、中学生用の内容としてもっと厳しいものでよいという回答があったため、修正

万引きは、代金を支払わずに商品を持ち出す犯罪行為です。刑法235条の窃盗罪にあたり、10年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられる重大な犯罪です。

万引きがあった場合、お店より警察に通報があります。その場で捕まらなくても、防犯カメラなどにより万引きしたことが証明されれば、後からでも警察に呼び出され、詳しく取り調べをされます。

また、学校に連絡が行き、家族も呼び出され、盗んだ分の代金は弁償することになります。

万引きをしたときにどうなるか？

書店でコミック3冊(1,170円)を万引きして警察に捕まった人に対し、書店が損害賠償を求めました。次のうち、請求できるものはどれでしょう。(□に✓を記入)

- ① 万引きした人が、過去にそのお店で盗んだすべての代金
② お店がその人を捕まえるために監視する人を雇った費用
③ お店が防犯ミラーを設置するための費用
④ お店が警察官に説明をしている間に、営業できなかった分の利益
(解答は最後のページ)

万引き防止啓発リーフレット 改訂案

令和4年度版の改訂について(案)

中学生用(改訂案2)

万引きは「窃盗罪」という犯罪です

万引きは、お店で売っている商品を、店員のすきを見て盗むこと。お金を払わずに、お店から持ち出すことは、窃盗という、れっきとした犯罪です。法律できびしく罰せられる犯罪です。(刑法：10年以下の懲役または50万円以下の罰金)
万引きがあった場合、お店の人は警察に通報することになっています。

万引きするとどうなるのでしょうか?

書店で、コミック3冊(1,170円)を万引きし、警察に捕まった人がいました。この時、コミック3冊の代金のほかにも書店が損害賠償を求めたのは次のどれでしょう。(正解だと思う番号の□に✓チェックをつけましょう)

- ①□ 今までにその人が盗んだすべての本代
- ②□ その人を捕まえるために監視する人を雇った費用
- ③□ 店内に防犯ミラーをつけるための費用
- ④□ 書店員が警察官に事件の説明をする間、商売ができなかった。もし商売ができていた場合のお店のもうけ

損害賠償
人に傷つけられたり、迷惑をかけられたりした時に相手に対して裁判でお金を請求できるんだよ。

(答えは最後のページにあります。)

「万引きが見つからなかったら…」

万引きを「見つからなかったから」などの理由でくり返すと、ルールを守ろうとする意識が低下し、万引きの常習化につながるとともに、重大な犯罪にエスカレートする可能性があります。万引きは、見つからなければ大丈夫ではありません。くり返していくうちに必ず見つかり、捕まります。



考えてみよう①

1冊400円のコミックが万引きされました。書店は310円で仕入れたとすると、同じコミックを何冊売れば損失を取り戻すことができるでしょうか?
(答えは最後のページにあります。)

答え ()冊以上

私は父親の代から書店を営んでいました。しかし、万引き被害が後を絶たず、経営が成り立たなくなったので閉店することになりました。本当に悔しいです…

何度も万引きをされて、生活ができなくなり、閉店しなければならなくなった人っているんだ。万引きはお店の方々の人生をおびやかすものなんだよ。



イラストについても、
厳しい印象のものに変更

考えてみよう② 万引きに誘われたら…

ある日の塾からの帰り道、Aは、いつものようにBとCと一緒に歩いてた。
Bは「人気のカードが今日発売される日なんだけど、簡単に万引きできるコンビニがあるんだ。これから一緒に行かないか。」と言った。
Cは、「おれが見張りをするから、Aはついでにお菓子をとってきてよ。」とAに言った。
Aは、突然だったのでびっくりして立ち止まった。
そのとき、Bから、「Aは、度胸がないからできないのか?!」と言われた。

Aは、この後どうしたらよいと思いますか?自分の考えをグループ内で話し合おう

- ①断りにくい理由として、どのようなことがありますか。□に✓チェックを入れてみましょう。
- 仲間はずれにされたくない
 - 臆病者だと思われたくない
 - 友達が怖くて、断れない
 - 楽しそう
 - その他()

やってみよう

②どのような断り方をすればよいか、セリフを考えてみましょう。

C「ついでにとってきてよ」 B「度胸がないからできないのか?!」
A「_____」

この例で、もしBやAが本当に万引きしてしまったら、見張りをするだけのCも犯罪をしたことになるんだよ。また、友達に盗んでくるよう頼んだだけでも犯罪をしたことになるよ。

「万引きは犯罪だよ。」「やめようよ。」「できないよ。」など、犯罪をしない、させない、みのがさない強い心で断ることが大切だよ。それでも断れないときは、「ちょっと待って」と言って家族や先生に相談しよう。



万引きだけでなく、このようなことも犯罪にあたる行為です

- ①万引きされたものだと知っていて、もらったり、買ったりする。【盗品等無(有)償譲受け罪】
- ②万引きされたものだと知っていて、お店やネットオークション、フリマアプリなどで売る。
- ③友達のを勝手に持っていき、ずっと使っている。【窃盗罪】
- ④自動販売機や道で拾ったお金で買い物をする。【遺失物等横領罪】

